

今こそ変えるぞ！ 再審法

第13回 再審法改正の国会審議の状況について（後編） —再審法改正の成立—

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49 期）

1 刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正は、第221回特別国会において、2026年7月17日、参議院本会議で可決成立した。

再審法改正は以下のような経緯を辿った。

- (1) 本年2月12日、法制審議会は、「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」を採択し、法務大臣に答申した。
- (2) 上記要綱（骨子）に基づき、政府の再審法改正法案が作成され、本年3月下旬から、自民党の事前審査が行われた。「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」所属の議員を中心として、政府案への異論が相次ぎ、3度にわたって修正が行われた。
- (3) 本年5月15日、再審法改正案が閣議決定され、衆議院に提出された。衆議院では活発な質疑が行われ、政府案の修正協議も行われた。その結果、付則の修正が行われ、本年6月16日に可決され、参議院に送付された。
- (4) 参議院でも更なる修正が期待されたが、衆議院で可決した内容どおりに、本年7月17日、参議院でも可決成立したものである。

2 今回成立した再審法改正の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 再審の手続における裁判官の除斥

通常審・再審請求審に関与した裁判官を、一定の範囲で、後の再審請求審・再審公判から除斥する（438条）。

(2) 再審請求審における調査手続及び審判手続

①再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、調査の結果に基づき、再審請求棄却決定、再審開始決定または審判開始決定をしなければならない（444条の2）

②審判開始決定後の手続規定の整備（447条の7～10）

(3) 再審請求審における証拠の提出命令

審判開始決定をした裁判所は、再審請求理由に関連すると認められる証拠について、関連性の程度、必要性の程度、弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者の請求または職権で、

決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない（445条の2）。

(4) 再審請求手続で検察官から提出された証拠の目的外使用の禁止

再審請求者が、再審請求で検察官から提出された証拠を謄写したときは、その複製等を、再審請求の手続またはその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付、提示等したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金刑に処する（445条の6）。

(5) 再審開始決定に対する検察官の不服申立

再審開始決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができる（450条の2第1項）。

(6) その他

①費用保障（188条の2等）、②執行停止（442条等）、③即時抗告等の提起期間の延長（450条の3）

(7) 附則

①改正法の施行後5年毎に見直しを行うものとし、検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止を明記（附則2条）。

②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行う（附則4条）。

3 再審法は約78年間一度も改正されておらず、今般初めて改正されたものであり、一定の評価をすべきではあるが、未だ不十分な点が多数残されている。

とりわけ、①再審開始決定に対する検察官の不服申立が例外的とはいえ許容されていること、②再審請求者に対して証拠が直接開示される規定がないこと、③裁判所の職権により幅広く証拠が開示される規定がないこと、④証拠一覧表はインカメラで裁判所にしか開示されないこと等は、大きな懸念事項であり、今後の課題というべきである。

弁護士会は、成立した改正再審法の適正な解釈及び運用を求めていくとともに、5年後の見直しに向けて、えん罪被害者を迅速かつ容易に救済するための再審法の実現を目指して運動を継続していくべきである。